

福島県全国がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「がん登録等の推進に関する法律」に基づく福島県における全国がん登録の実施に関し、必要な事項を定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 福島県全国がん登録事業（以下、「本事業」という。）の実施主体は、福島県並びに福島県所在の病院及び診療所とする。

(事業内容)

第3条 福島県は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 診療所の指定・取消

診療所からの申請に基づき届出を行う診療所の指定（以下、指定を受けた診療所を「指定診療所」という。）及び指定診療所の取消

(2) 情報の収集

ア 全国がん登録届出票（以下、「届出票」という。）の収集

イ 死亡者新規がん情報に係る遡り調査の実施

(3) 審査・整理及び提出

届出票等の審査・整理及び厚生労働大臣への提出

(4) 情報の利用及び提供

がんに係る調査研究等のための情報の利用及び提供

(5) データベースの整備

地域がん登録の情報と全国がん登録の情報を一体的に記録し保存するデータベースを整備

(6) その他

(1)から(5)のほか、全国がん登録の実施に関し必要な事項

2 病院又は指定診療所は次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 届出票による届出

(2) 遡り調査票の提出

(3) その他

(1)から(2)のほか、全国がん登録の実施に関し必要な事項

(業務委託)

第4条 福島県は、全国がん登録に係る情報の収集、提供等の業務について、公立大学法人福島県立医科大学（以下、「福島医大」という。）へ委託を行う。

2 その他、委託に際して必要な事項については、福島県及び福島医大双方にて協議の上、別に定めるものとする。

(事業の運営)

第5条 本事業は、「福島県がん対策推進審議会」の指導を受けるものとする。

2 その他、本事業に関する必要な事項は、「福島県全国がん登録事業実施要領」に定めるものとする。

(秘密保持義務その他の義務)

第6条 本事業に従事した者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。

(開示等の制限)

第7条 本事業により収集された情報（第3条第1項第5号に規定するデータベースに記録された地域がん登録の情報を含む。）は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度、「福島県がん対策推進審議会」で検討の上、別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。